

# 消防の動き



- ▶ **都道府県の火山防災体制充実に  
向けた取組を支援**  
～都道府県境を越える圏域での広域的な防災体制に  
関する研究会報告書の概要～
- ▶ **防災・危機管理教育のあり方**
- ▶ **平成15年度消防防災施設等整備費  
補助金の交付決定**

平成15年  
**6月号**  
No.387

**消 防 庁**

# 消防組織法・消防法 改正案の意義



消防庁次長 東尾 正

消防組織法及び消防法改正法案は第156回通常国会に提出され、4月2日参議院本会議において全会一致で可決、その後衆議院に送付された。今回の法律改正案の意義は、どのような点にあるのか若干の私見も交えて分析・論評してみたい。

まず今回の消防組織法改正はこの法律が昭和23年に制定されて以来、これまで何度か行われてきた小幅な改正とは質的に異なる画期的な内容を含んでいる。それは、大規模災害・特殊災害時の緊急消防援助隊出動に対する消防庁長官の指示権の創設（第24条3の第5項）に象徴されるように、市町村消防を国の立場から補完する制度が本格的に導入されたことにある。消防は国民の生命・身体・財産を災害から守るという崇高な使命のもと、我が国においては、その実効ある遂行のためには、地域住民の実情を最もよく知りうる立場にある市町村が全たる責任を担うべきであるという「市町村消防の原則」が基本原理とされてきたが、他方諸外国においては、災害防除は国の基本的任務という観点から、国家消防主義を採用するところもあるなど国際的に消防をめぐる統治原理は必ずしも一様ではない。このような中であって今回の改正は市町村消防の実力をベースに、全国にその効用を最大限に発揮させることを目的とした、いわば、「新・市町村消防の原則」ともいえる原理を提案したものといえる。すなわち、個々の地方公共団体では対応できない大規模・特殊災害（二以上の都道府県にまたがる大規模地震などによる災害やNBCテロ災害）に対しては国が動態、装備の両面にわたり市町村消防を補完する役割を担うこととされ、緊急消防援助隊関連についてはこれまでのように市町村消防力の活動や装備の強化を奨励するという立場から一歩進み、国はこれらの災害対応体制について制度的に一定の保証をするという見地に踏み込んだ対策が盛り込まれている。これにより他地域の被災のため出動する緊急消防援助隊はその任務遂行について万全の体制で臨めることとなる一方、受援側についても相互応援協定や従来の措置要請（消防組織法第24条3第1項）とは異なり、制度的に国の保障する支援を受けることができることになるので、当面の災害緊急対応についての種々の制約が軽減され、その力を自らの災害復旧等に本格的に投入することができるという利点が生まれることとなる。

次に消防法改正であるが、その主眼とするところは消防設備の性能規定化の導入にある。これについては前回拙稿（平成14年12月号）を参考にされたいが、同法制定以来長らく維持してきた消防設備規定仕様主義から性能主義との併用・選択制に大きく舵を切った大改正となる。この改正により、消防設備に求められる客観的性能水準が明らかにされるとともに、今後の技術・システム開発に的確に対応できる柔軟かつ全国統一的な法定評価制度（大臣認定制度）の途も開かれることとなる。

いずれにしても戦後の消防を動かしてきた二大法の法理念を改めて問い直す改正が実現した場合、これら改正法が基軸となって、今後日本の消防力や消防活動力、さらには消防産業力のさらなる飛躍、発展が大いに期待されることとなる。



# 都道府県の火山防災体制充実に向けた取組を支援

～都道府県境を越える圏域での広域的な防災体制に関する研究会報告書の概要～

## 防災課

消防庁では、都道府県をまたがる火山防災体制の充実を目的として、平成14年度に「都道府県境を越える圏域での広域的な防災体制に関する研究会（座長：廣井脩 東京大学社会情報研究所教授）」を開催しましたが、その検討結果として「富士山火山防災体制を例とした相互間地域防災計画の策定指針（案）」等がとりまとめられましたので、その概要について紹介します。



### 1 背景

雲仙岳噴火災害、有珠山噴火災害、三宅島火山活動など、近年、火山災害が頻発しており、また、富士山の噴火活動に関する関心も高まりつつある。

火山噴火予知連絡会の定義によると、活火山は全国で108となっており、この中で県境が山頂を通過しているものは合わせて16火山15県となっている。関係地方公共団体においては、こうした大きな山体を有する活火山がもたらす噴火災害に備え、必要に応じ、その火山現象ごとに被害の範囲をあらかじめ把握するためのハザードマップを作成し、都道府県の行政区域を越えた大規模災害への対応方策を検討しておく必要がある。



### 2 現状

災害対策基本法第17条に基づく「相互間地域防災計画」は、こうした取組の有効な方策の一つとして期待されるものであるが、平成15年1月現在、市町村レベルで10の計画が策定されているが、都道府県レベルでは策定されていない。

しかし、今後、富士山におけるハザードマップ作成作業等の動きを踏まえ、都道府県レベルでの相互間地域防災計画策定に向けて検討が進められることが期待され、国としても支援していく必要があることから、今般、その指針となる「富士山火山防災相互間地域防災計画策定指針（案）」を示したものである。

【災害対策基本法（昭和36年法律第223号）抜粋】

（地方防災会議の協議会）

第17条 都道府県相互の間又は市町村相互の間において、当該都道府県又は市町村の区域の全部又は一部にわたり都道府県相互間地域防災計画又は市町村相互間地域防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、当該都道府県又は市町村は、協議により規約を定め、都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会を設置することができる。

2 （省略）



### 3 策定指針（案）概要

#### （1）目次構成（別表）

防災基本計画（火山災害編）、都道府県及び市町村地域防災計画（火山災害編）等を参考に6部構成とした。また、防災知識の普及・啓発、防災対応力の向上、情報収集伝達・共有体制の整備、避難活動体制の整備、災害弱者（要援護者）支援体制の整備等、相互間地域防災計画で定めるべき項目とその考え方等について検討・整理した。

#### （2）GIS活用（別図）

都道府県相互間地域防災計画策定にあたっては、関係都県、市町村において、火山災害に関する被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータを整備し、共有されている必要があるが、これらのデータは、その内容が多岐に渡り、特に位置情報に関するデータが重視されることから、GIS (Geographical Information System) を活用したデータ管理例を示した。



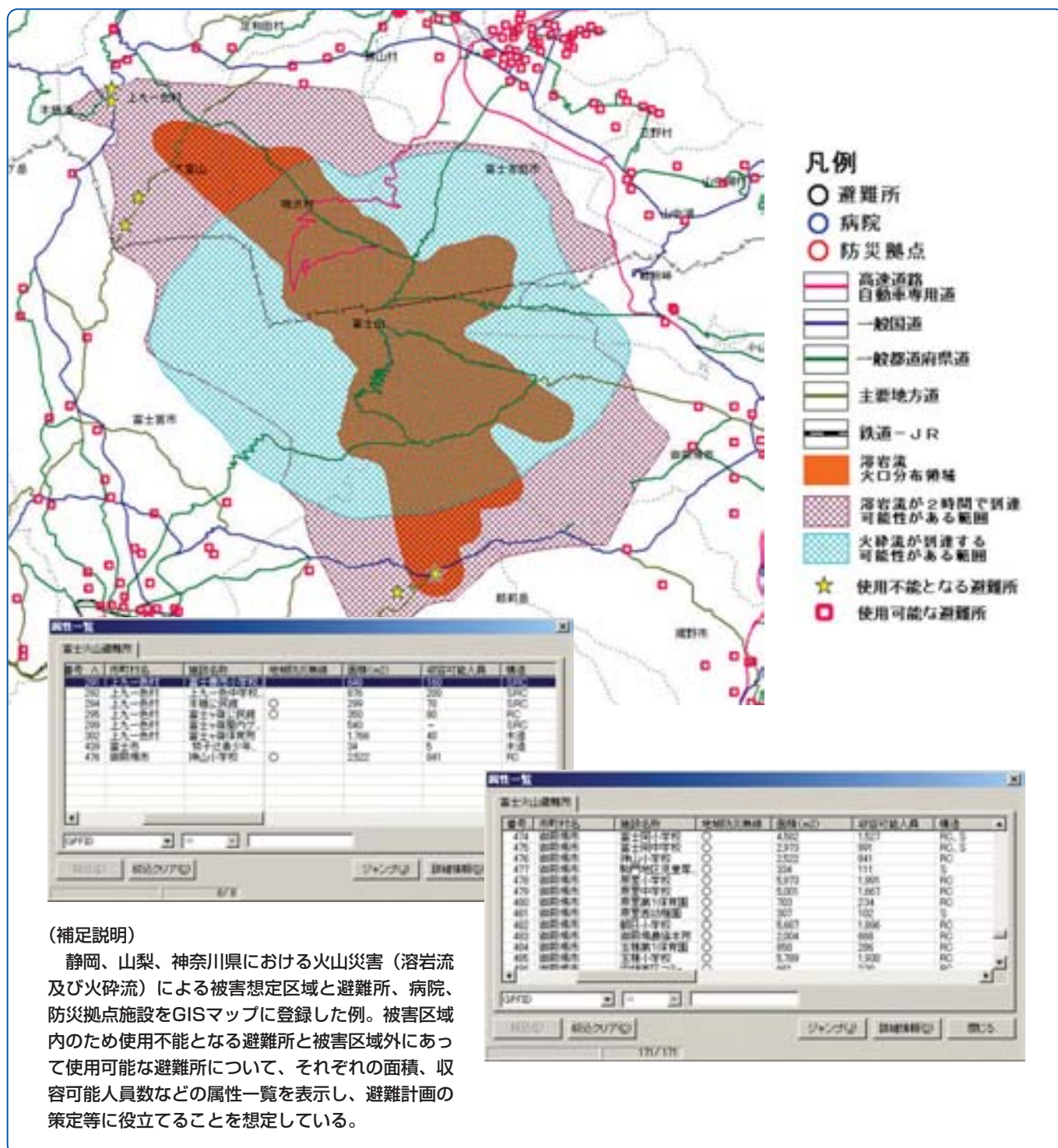
## 4 今後に向けて

策定指針(案)は、富士山噴火災害を題材にした内容ではあるが、その基本的視点については、他の複数県に位置する活火山の防災体制検討にも十分応用が可能な内容であると考えられることから、この策定方針(案)を

参考に、それぞれの火山特性、地域特性に応じた相互間地域防災計画について検討が行われることが望ましい。

なお、本報告書については、5月16日付けで各都道府県に送付するとともに、関係都道府県において、この策定指針(案)を参考に、それぞれの火山特性、地域特性に応じた相互間地域防災計画について検討を行うよう要請しました。

(別図) GISを活用したデータ整備例





## (別表) 策定指針(案)の目次内容

**第1部 総則**

## 第1章 計画の目的、性格等

- 第1節 計画の目的
- 第2節 計画の性格
- 第3節 計画の構成
- 第4節 計画の修正
- 第5節 用語の定義

## 第2章 防災組織

- 第1節 富士山火山防災会議協議会
  - 1. 組織
  - 2. 運営
  - 3. 所掌事務
- 第2節 防災関係機関等の業務の大綱
- 第3節 住民及び事業所の基本的責務

## 第3章 計画の前提

—想定する火山災害—

- 第1節 富士山の噴火史等
- 第2節 想定する火山災害

**第2部 災害予防計画**

- 第1章 火山災害に強い土地利用
- 第2章 火山災害対策のための社会環境・地域防災力の把握
- 第3章 防災知識の普及・啓発
  - 第1節 人材の育成と経験交流等
  - 第2節 住民への啓発活動
  - 第3節 観光客・観光事業者への啓発活動
  - 第4節 児童・生徒への防災教育
- 第4章 火山観測・監視体制の整備

**第3部 災害応急対策準備計画**

- 第1章 災害対策現地合同本部体制等の整備

- 第1節 関係都県等による災害対策現地合同本部体制の整備

- 第2節 (国の)非常災害(又は緊急災害)現地対策本部との連携体制の整備

## 第2章 防災対応力の向上

- 第1節 住民、事業所、観光施設等の防災対応力の強化
  - 1. 住民、事業所の自主防災活動の推進
  - 2. ホテル、観光施設等の防災対策の推進
  - 3. 病院、社会福祉施設の防災対策の推進

## 第2節 防災訓練

## 第3章 専門家の確保及び支援体制の整備

## 第4章 情報収集伝達・共有体制の整備

- 第1節 関係都県等間の情報共有のためのネットワークの整備
- 第2節 上空からの情報収集体制の整備
- 第3節 無線広報手段(戸別受信機、屋外同報無線等)の整備充実

## 第5章 広報体制の整備

- 第1節 国、関係都県における広報体制の整備
- 第2節 放送機関との連携体制の整備、広報ルールの整備
- 第3節 安否確認問合せへの対応体制の整備

## 第6章 避難活動体制の整備

## 第7章 交通規制・緊急輸送体制の整備

## 第8章 医療救護体制の整備

## 第9章 食料、飲料水及び生活必需品の供給体制の整備

## 第10章 災害弱者(要援護者)支援体制の整備

## 第11章 自発的支援の受入体制の整備

## 第12章 共同利用のための施設・設備等の整備

**第4部 災害応急対策計画**

## 第1章 噴火活動の段階と対応原則等

- 第1節 噴火活動の段階と対応原則、活動体制の概要

## 第2節 異常現象の通報

## 第2章 富士山火山防災会議協議会に係る連絡体制・設置基準等

- 第1節 体制・設置基準等

## 第2節 活動内容

## 第3章 応援要請等

- 第1節 自衛隊の災害派遣要請
- 第2節 緊急消防援助隊の応援要請
- 第3節 医療救護
- 第4節 防疫、保健衛生

## 第4章 避難時の教育・保育体制

**第5部 災害復旧・復興計画**

地域の復旧・復興の基本的方針の決定及び計画的復興の推進

**第6部 継続災害への対応方針**

安全確保対策及び避難対策

## 都道府県境を越える圏域での広域的な防災体制に関する研究会 委員名簿

委員長 廣井 脩 東京大学社会情報研究所所長

委員 荒牧 重雄 東京大学名誉教授  
 吉井 博明 東京経済大学コミュニケーション学部教授  
 田中 淳 東洋大学社会学部社会心理学科教授  
 小嶋 富男 NHK報道局記者主幹

徳毛 宰 東京都総務局災害対策部長  
 友井 国勝 神奈川県防災局長  
 田邊 義博 静岡県防災局長  
 北崎 秀一 山梨県総務部長  
 寺澤 晃 神奈川県小田原市防災部長  
 石井 克典 神奈川県箱根町総務部長

委員 牧野 恵一 静岡県御殿場市環境市民部防災交通課長兼防災監  
 小池 芳郎 静岡県富士市総務部防災対策課長  
 小野 政秋 山梨県富士吉田市企画部防災対策課長  
 堀内 一夫 山梨県河口湖町総務課長

布村 明彦 内閣府参事官(地震・火山対策担当)  
 石丸 周象 国土交通省総合政策局技術安全課長  
 平尾 壽雄 国土交通省河川局防災課長  
 小宮 学 国土交通省気象庁地震火山部管理課長  
 務台 俊介 消防庁防災課長

# 防災・危機管理教育のあり方

## 防災課

戦後、わが国は、数千人規模の死者・行方不明者が出るような大災害に見舞われ、その度に災害に備えた法律制度が整備されてきた。特に、5,000人以上の犠牲者を出した昭和34年の伊勢湾台風を契機に、わが国の防災制度の基本となる災害対策基本法が制定され、社会基盤の整備や防災体制の強化とあいまって、災害による被害を抑えることに成果を出してきた。

しかし、平成7年1月の阪神・淡路大震災では、死者・行方不明者は6,000人を超え、大都市の大規模地震に対する脆弱な面が露呈される結果となった。また、有珠山や三宅島の噴火災害、平成12年の鳥取県西部地震、東海地方の豪雨災害など、近年では大規模な災害が頻発している。

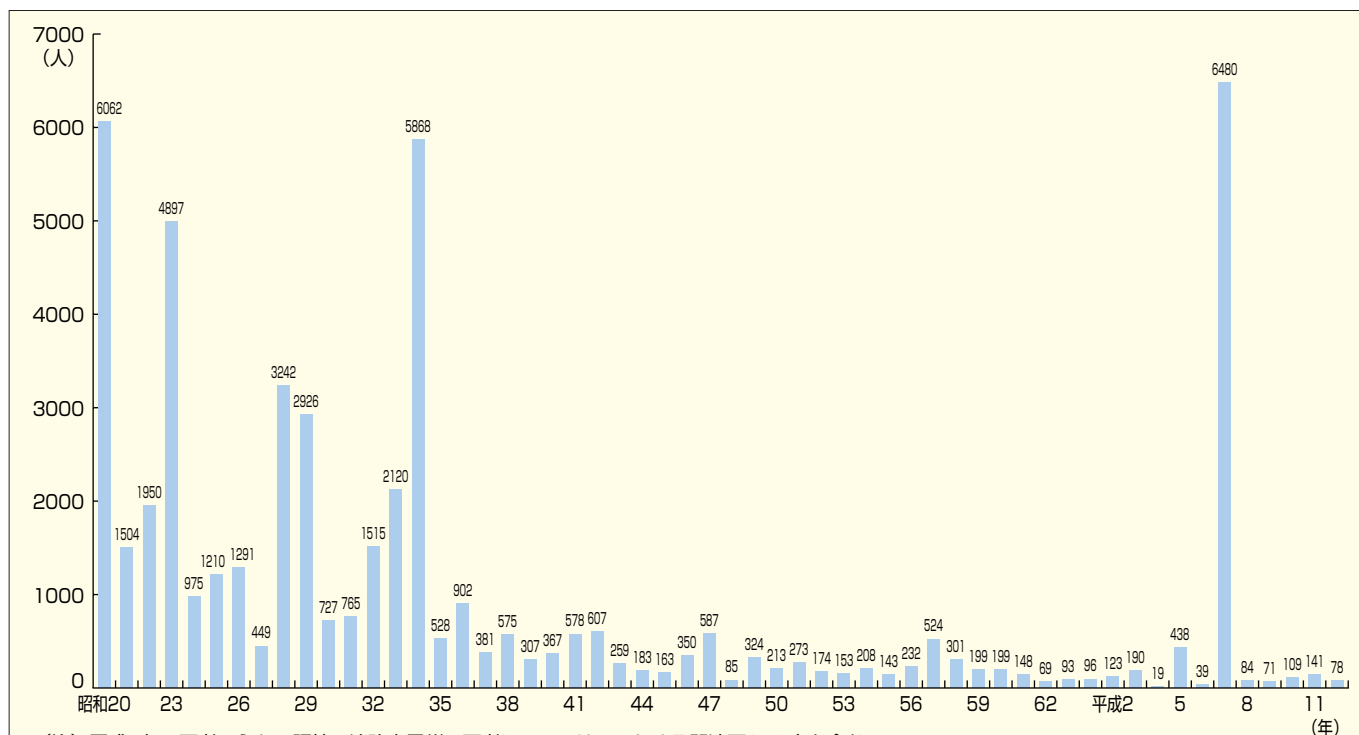
さらに、今世紀前半における東海地震、東南海・南海地震、南関東地域直下の地震等の発生が懸念される中、わが国のあらゆるレベル（政府・地方公共団体、

企業、住民等）において、「危機」に対する意識が高まってきており、国・地域の防災・危機管理能力を向上させることが今までになく必要とされている。

これまでの政府・地方公共団体による施策の実施により、災害に対応した制度、体制、施設・設備等については、相当程度充実・強化が図られてきているため、今後の課題は、これら「ハード」の仕組みを活かす「ソフト＝人材」の育成にあると思われる。

こうした観点から、消防庁では「防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会」（会長：樋口公啓 東京海上火災保険会長・日本経団連副会長）を平成14年8月より開催し、本年3月に懇談会報告書としてとりまとめたところであり、本稿では、この報告書の内容を踏まえながら、今後の防災・危機管理教育のあり方について述べることとする。

自然災害による死者・行方不明者



(注) 平成7年の死者のうち、阪神・淡路大震災の死者については、いわゆる関連死912名を含む。

資料：昭和20年は主な災害による死者・行方不明者数（理科年表による）。

昭和21～27年は、日本気象災害年報、昭和28年～37年は警察庁資料、昭和38年以降は消防庁資料による。



## 1 防災・危機管理教育の現状と課題

### (1) 地方公共団体の首長等幹部職員

現在、国（消防大学校）においては、消防長等を対象とした防災・危機管理に関する研修が実施されているが、いざという時のリーダーシップが最も期待される首長向けの防災・危機管理研修の機会が存在していないという状況にある。

地方公共団体の防災・危機管理においては、首長等幹部職員の意識と姿勢が地域の防災力を大きく左右するものと考えられるため、首長等幹部職員が、防災・危機管理は住民の生命・身体・財産の保護を預かる地方公共団体において最重要課題の一つであることをはっきりと認識し、首長の持つ権限と責務を十分に認識し、平時・有事を問わず、危機に対処するためのリーダーシップを発揮することや「危機に際しそれを危機と認識できる感性」<sup>(注)</sup>を身につけることが必要である。

危機に立ち向かい迅速に対処するためには、危機に関してリアリティのあるイメージをもち、どのように対応すべきかを予め認識しておくことが重要であることから、首長等向けの危機管理教育カリキュラムの実施に当たっては、まず、過去の災害等における首長等の対応事例とともに、災害進展イメージ及びこれに対応した自身の行動イメージの具体化に関する事項を盛り込む必要がある。

(注) 前総務副大臣 小坂憲次、巻頭随想、消防科学と情報No. 68 (2002)より

### (2) 地方公共団体の防災担当職員・消防職団員

防災担当職員に対しては、一部の都道府県・市町村における研修のほか、消防大学校及び一部の消防学校、市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）等でも防災・危機管理教育が実施されているが、必ずしも、防災・危機管理に関する専門事項を体系的に修得させる構成や、実践的な対応力を強化する内容とはなっていない面がある。

高度に都市化した社会において災害に対する脆弱性が高まる中、「防災のプロ」である防災担当職員は、自然災害のみならず、原子力災害等の事故災害、テロ、不審船等の緊急事態など、幅広い分野において、適切な

対応を迅速に行うための能力を養う必要がある。また、大規模災害発生時に迅速かつ的確な対応を行うためには、被災状況や行うべき役割、活動を具体的にイメージして行う訓練が必要であり、図上訓練等の実践的な教育・訓練に関する取り組みを強化する必要がある。

消防職団員に関しては、一般的に国（消防大学校）、消防学校において消防防災に係る教育が計画的に実施されている。しかし、消防団員については、被雇用者である団員（サラリーマン団員）が増加しており、時間や距離の制約から消防学校での集合研修等への参加が困難な者が増加している。したがって、消防団員に対する教育についてはその機会を増やす方策について検討する必要がある、中でも今後有力と思われるツールが、eラーニング等の遠隔教育である。

### (3) 地域の防災リーダー・災害ボランティア、住民

阪神・淡路大震災の際、生き埋めや閉じ込められたケースにおいて、自力または家族・隣人に救出されることが圧倒的に多かったというデータがある。これは、大災害においては、膨大な数の被災者に対し、消防等の救助活動が間に合わないことが多いため、結局は、地域に住む人たちが、自分たちの力で自分たちの生命や財産を守るしかないという状況に追い込まれることを意味する。

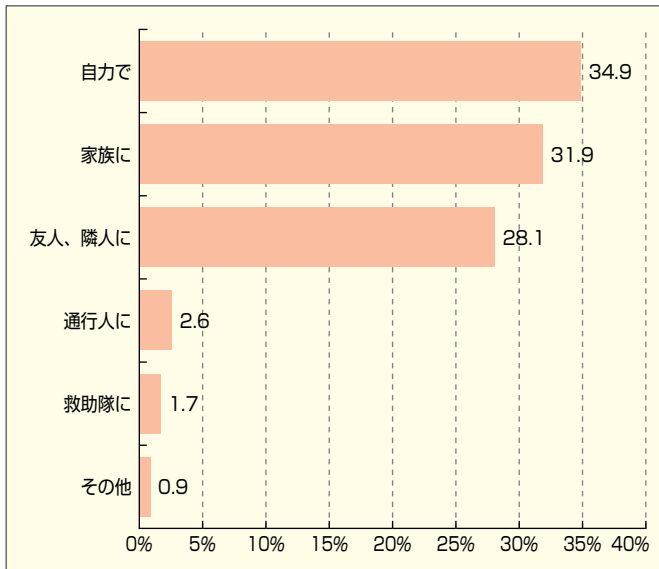
したがって、大地震等への対応においては自分や家族の安全を守る「自助」の能力を高めるとともに、自主防災組織等の育成・活性化等による隣人との「共助」を促すことが何よりも重要である。

このため、様々な機関における教育・訓練機会の拡充、eラーニング等の遠隔教育手法の活用などにより、多くの住民が防災・危機管理教育を受けることができる仕組みをつくり、あわせてそうした教育を受ける機会があることについて広く情報提供していく必要がある。また、研修・訓練の場は、参加した個人の能力の向上のみならず、参加者同士の連携、行政と地域の連携を強めることにつながるものと考えられる。

なお、平成11年に総理府（当時）が行った「防災と情報に関する世論調査」によると、自主防災活動に参加したことのない人が全体の7割にもものぼる中で、約半分の人が「情報不足で活動を知らない」（31.8%）、

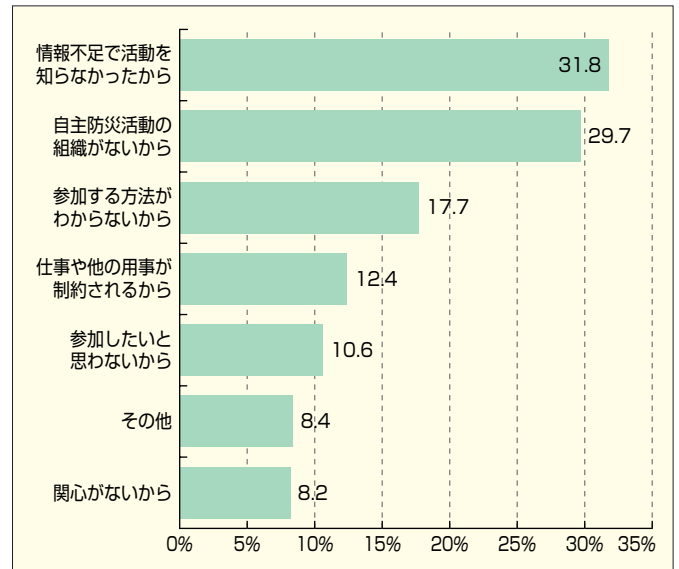


生き埋めや閉じこめられた際の救助



(社)日本火災学会：『兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書』による

自主防災活動に参加しない理由（複数回答）



「参加する方法がわからない」（17.7%）というデータが示されており、きっかけさえあれば参加したいという気持ちのある人が多い。

住民による主体的な防災への取り組みは、自主防災組織や婦人防火クラブなどの組織の実施する活動への参加を通じて、魅力的なコミュニティの形成につながることも多いことから、こうした組織や活動については、常に情報を発信し続ける努力が重要である。

#### (4) 企業

企業においては、災害発生時に社員や顧客の安全確保、事業活動の被害軽減・早期復旧による経済への影響の軽減等を図るため、対策の充実が求められている。そのためには、企業内の防災力を大きく左右する企業トップの意識と姿勢の向上が必要と考えられ、幹部職員が自らの果たすべき役割や責務を認識し、意識を高める機会となる防災・危機管理に関する研修の場が必要と考えられる。

また、防災・危機管理実務責任者に必要な知識等の修得が可能な研修の機会や、社員個人個人の災害等への対応力を高めるための研修・訓練の機会についても充実する必要があると考えられる。さらに、地域社会の一員として企業のもつ人的・物的資源による地域との連携が期待されることから、そのような観点を含む防災・危機管理教育や、地域住民と合同で行う研修・

訓練もきわめて重要である。



## 2 防災・危機管理教育のあり方

### (1) 防災・危機管理教育の内容

以上のとおり、地域の防災を専門的に担う立場にある地方公共団体の防災担当職員・消防職団員はもちろん、首長などのトップリーダーによる危機管理マネジメント、さらに地域の防災リーダー・災害ボランティア、住民、企業における防災力の向上のためには、災害・危機の擬似体験を積み重ね、時間の経過とともに刻々と変化する状況において、自らが何を目標とし、どのように行動すべきか、また、そのような行動は可能かといったことについて繰り返し考察・検証するといったスタイルの教育プログラムが必要である。このような擬似体験の手法としては、図上訓練及び実践的な実技・実働訓練が有効である。

研修を実施するにあたっては、受講者が体系的に知識を修得し、実践的な対応能力を身につけるため、これらの内容を日数や対象に応じて組み合わせ、より効果的な教育形態を選択の上、実施する必要がある。

### (2) 関係機関が防災・危機管理教育に関して果たすべき役割

現在、消防大学校、都道府県の消防学校等、市町村、



表 防災・危機管理教育に関する現状と課題

	地方公共団体 首長等幹部職員	地方公共団体 防災担当職員・消防職団員	地域の防災リーダー 住民	企業
国 (消防大学校)	◆トップセミナー (消防長)  首長等幹部職員に対する実践的な防災・危機管理研修の機会が必要	(消防職員・団員) ◆消防学校長研修会 ◆総合教育、◆専科教育 ◆消防団長科 (防災担当職員) ◆危機管理講習会 ◆消防職員訓練研究会	地域の防災リーダーや住民等に対する研修に取り組むことが必要	企業のトップ等幹部社員の防災・危機管理対応力の向上が必要
都道府県 (消防学校等)	団員のサラリーマン化により集合教育が困難  首長等幹部職員に対する実践的な防災・危機管理研修の機会が必要	(消防職員・団員) ◆初任教育、◆専科教育 ◆幹部教育、◆特別教育  (防災担当職員) ◆防災部局職員研修 (三重県) ◆ひょうご防災カレッジ  自治体の防災担当職員に対する体系的で実践的な防災・危機管理教育の機会が必要	一部の消防学校で ◆自主防災組織研修 ◆婦人防火クラブ研修 ◆少年消防クラブ研修 ◆災害ボランティア研修  ◆防災リーダー、災害ボランティア等養成講座 (神奈川県、静岡県等)  防災リーダーや住民が家庭や地域で講習を受けられる仕組みが必要	一部の消防学校で ◆自衛消防隊研修 ◆企業委託教育  ◆民間事業所防災リーダー講座(静岡県)  企業、事業所の防災・危機管理対応力の向上が必要
市町村			◆防災リーダー、災害ボランティア等養成講座 ◆防災まちづくり学校等 (神戸市、国分寺市等)	
大学 その他の機関		◆市町村アカデミー 「災害に強い地域づくり」 ◆人と防災未来センター (兵庫県)	◆京都大学防災研究所 ◆富士常葉大学 ◆災害救援ボランティア推進委員会	
大学や民間研究機関と連携が必要				

大学その他の機関により防災・危機管理教育が実施されているが、今後それらの教育機会を充実するとともに教育内容についても充実を図るためには、これらの機関が相互に連携するとともに、次のようにそれぞれ、知識付与だけではなく実践的な教育内容を提供する必要がある。

① 消防大学校は、これまでも全国の消防職員・消防団員に対する教育訓練を実施してきたところであり、また、総務省の機関として地方公共団体の防災担当職員とも密接な連携をとっている。こうした実績を活かし、消防分野のみならず、防災・危機管理教育についても日本の中核機関としての役割を果たすこ

とが期待される。

- ② 消防学校については、消防職員、消防団員に対する消防の専門家としての防災・危機管理教育の実施に加えて、これまでの実績を基に、地方公共団体の職員、防災リーダー、住民に対しても防災・危機管理教育を幅広く実施していくことが期待される。
- ③ 地方公共団体においては、消防学校の機能を活用するのみならず、当該団体の職員研修実施等における防災担当職員向け教育の充実、住民向けの防災カレッジ等の積極的な開催が期待される。
- ④ 地方公共団体職員等を対象とする「防災・危機管理教育実施機関」(自治大学校、市町村アカデミー、

国際文化アカデミー、人と防災未来センター等)においては、消防大学校と連携し、全国レベルの防災・危機管理教育を地方公共団体の首長等幹部職員及び防災担当職員等を対象者として実施することが期待される。

- ⑤ 大学においては、防災・危機管理に関する調査研究や学生に対する教育・指導のみならず、消防大学校や消防学校、地方公共団体等と連携し、地方公共団体防災担当職員、防災リーダー、地域住民に対しても広く防災・危機管理教育が実施されることが期待される。
- ⑥ 企業には、防災・危機管理対策に関し、社員や顧客の安全確保、事業活動への被害軽減、早期復旧による経済への影響の軽減に加え、地域社会の一員として企業のもつ人的・物的資源による地域との連携が期待される。
- ⑦ NPO（民間非営利団体）等においても、住民やボランティア希望者等に対して、防災・危機管理教育の実施が期待されるとともに、研修の機会を通じて、住民やボランティアのネットワークづくりや行政や企業等の連携の推進が期待される。



### 3 防災・危機管理教育における e-ラーニングの活用

e-ラーニングとは、インターネット等を活用して、家庭や職場で自分の都合に合わせて行う学習であるが、日本では、これまで防災・危機管理の分野における取り組みはなかった。しかし、昨今のインターネットやブロードバンドの普及を考えると、日本においても、これらを活用して、e-ラーニングの特性を生かした教育を、防災・危機管理の分野でも実施することが有効と考えられる。

防災・危機管理に関するe-ラーニングコースとしては、その職業における必要性や専門性に対応して、「地域の防災リーダー・災害ボランティア、企業、住民向けコース」と「地方公共団体の職員、消防職団員向けコース」に分けることが考えられる。

e-ラーニングの受講者に対しては、参加や理解の促進、コース修了へのインセンティブとして修了認定を行うことが考えられるが、一人でも多くの住民、防

災担当職員等の参加が望まれる防災・危機管理教育のe-ラーニングの目的からすれば、参加制限ができる限り生じない方式で実施することが望ましい。

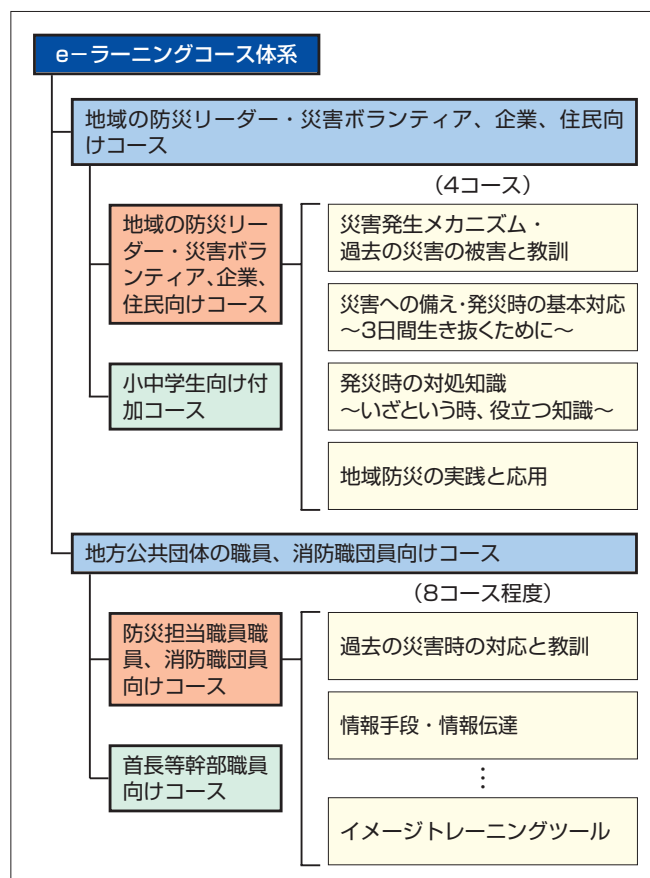
さらに、防災・危機管理教育に関するe-ラーニングを実施するにあたっては、大学、研究機関、各種防災関係機関とも連携し、高度・専門的な知識へのアクセスも可能となるようリンク、構成等を工夫する必要がある。

実際に実施されているe-ラーニングの事例としては、米国連邦危機管理庁（FEMA）<sup>(注)</sup>の防災研修所（EMI）において、連邦レベルの研修機関として、州や地方公共団体の職員、一般市民等を対象に、インターネットによる防災・危機管理教育が実施されている（Independent Study Program（自習プログラム））。2002-2003研修カタログによれば、衛星放送による遠隔教育と併せ年間数十万人が参加している。

e-ラーニングと実地での訓練、講義形式の研修を組み合わせることで、より効果的な人材の育成を図ることが可能となろう。

(注)平成15年3月より、国土安全保障省に編入された

図 e-ラーニングコース体系



# 平成15年度消防防災施設等 整備費補助金の交付決定

## 消防課

消防庁では、市町村等が住民の生命や身体、財産を火災や地震、風水害等の災害から守るために必要な施設等の整備を促進するため、消防防災施設等整備費補助金（以下「消防補助金」という。）を交付しており、毎年度国の予算において所要額を確保しているところです。

平成15年度予算においては、一般歳出を前年度の水準以下に抑制することを目標に、歳出全般にわたる徹底した見直しを行うこととされ、特に地方公共団体に対する奨励的補助金は前年度の5%相当額を減額するという厳しい制約が課されていました。

このような状況の下で、高機能情報通信対応防災行政無線や緊急消防援助隊関係の施設及び設備の拡充・強化等を行うこととし、総額175億42百万円（対前年度当初予算比5億48百万円減、△3.0%）を確保したところです。

平成15年度予算の執行に向け、本年3月には消防補助金の要望調査結果を基に各都道府県からヒアリングを実施し、それぞれの事業内容を審査した結果、5月20日に第1回目の交付決定を行いました。

その概要等については次のとおりです。



## 1 第1回交付決定の概要 (5月20日交付決定)

### (1) 交付決定総額

交付決定総額は151億93百万円（当初予算額対比86.6%）であります。補助金別内訳は次のとおりです。

- ① 消防防災施設整備費補助金 55億76百万円
- ② 消防防災設備整備費補助金 96億17百万円

### (2) 補助金の主な対象施設・設備及び数量

消防防災施設整備費補助金の主なものとしては、耐震性貯水槽 575基、林野火災用防火水槽 77基、高機能消防指令センター総合整備事業 27箇所、また、市町村消防施設整備費補助金の主なものとしては、防火

水槽 324基、消防団拠点施設 133施設について交付決定を行いました。

さらに、消防防災設備整備費補助金の主なものとしては、災害対応特殊消防ポンプ自動車 149台、災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材 103台・130セット、防災無線（高機能情報通信対応防災無線を含む。）25団体、自主防災組織活性化事業 51箇所、また、市町村消防設備整備費補助金の主なものとしては、消防ポンプ自動車 378台、救急業務高度化資機材緊急整備事業（高規格救急車・高度救命処置用資機材）112台・130セット、消防団活性化総合整備事業 81箇所について交付決定を行いました。

### (3) 主な事業の交付決定額

交付決定した事業のうち1件当たりの補助金額が多額なものの事業内容とそれぞれの交付決定額は次のとおりです。

#### ① 高機能消防司令センター総合整備事業：

長野市（長野県 202百万円）、宇都宮市（栃木県 172百万円）、一宮市（愛知県 95百万円）、湖南広域行政組合（滋賀県 95百万円）、中和広域行政組合（奈良県 95百万円）、他10団体

#### ② 防災無線：

名古屋市（愛知県 187百万円）、松本市（長野県 115百万円）、各務原市（岐阜県 115百万円）、杉並区（東京都 98百万円）、他16団体

#### ③ はしご付消防ポンプ自動車（原子力分）：

新潟県柏崎地域広域事務組合（新潟県 54百万円）、松江地区広域行政組合（島根県 53百万円）



## 2 都道府県別補助金交付決定状況

各都道府県別交付決定状況は別表のとおりです。





### 3 今後の予定

当初予算額175億42百万円から交付決定総額151億93百万円を控除すると、残額は23億49百万円となりますが、予算の節約措置により予算額の一部について執行を留保されるため、残額の全てを執行することはできません。

また、消防防災施設等整備費補助金については、予算額を上回る補助要望がなされており、補助要件は満たしていても交付決定を行うことができないものがある

りますので、今後、8月を目途に確定する予算の節約額の状況を踏まえ、追加執行可能な範囲内で追加交付決定を行う予定です。

林野火災や大規模地震災害、石油コンビナート災害等、今後とも住民生活の安全を脅かす各種災害が発生する恐れがありますので各市町村等が消防に対するニーズの高度化・多様化に的確に対応し、その責務を果たすためには、限りある予算を有効に活用し、各地域の状況に応じて消防施設等を整備することにより消防力の一層の強化が必要であると考えております。

#### 平成15年度消防防災施設等整備費補助金 交付決定状況

(単位：百万円)

	消防防災施設 整備費補助金	市町村消防施設 整備費補助金	消防防災設備 整備費補助金	市町村消防設備 整備費補助金	県合計
1 北海道	34	12	100	280	427
2 青森	49	22	40	70	181
3 岩手	113	45	27	95	280
4 宮城	8	6	44	64	122
5 秋田	45	31	101	115	292
6 山形	20	26	90	39	175
7 福島	18	21	72	27	136
8 茨城	104	55	231	119	508
9 栃木	252	19	103	102	476
10 群馬	86	32	129	73	321
11 埼玉	59	31	62	174	326
12 千葉	117	107	164	244	632
13 東京	154	60	123	229	566
14 神奈川	231	18	288	272	810
15 新潟	84	53	113	84	334
16 富山	28	15	42	32	117
17 石川	33	10	48	44	135
18 福井	52	10	66	14	142
19 山梨	259	31	126	77	493
20 長野	232	38	353	100	723
21 岐阜	91	25	216	131	463
22 静岡	274	23	131	123	551
23 愛知	359	37	601	186	1,183
24 三重	45	10	131	87	273

(単位：百万円)

	消防防災施設 整備費補助金	市町村消防施設 整備費補助金	消防防災設備 整備費補助金	市町村消防設備 整備費補助金	県合計
25 滋賀	108	5	156	47	316
26 京都	21	33	81	58	193
27 大阪	111	6	227	116	460
28 兵庫	210	0	410	69	689
29 奈良	110	0	18	41	169
30 和歌山	26	13	49	0	88
31 鳥取	72	13	39	29	152
32 島根	115	14	142	30	301
33 岡山	7	27	84	58	176
34 広島	28	117	136	74	354
35 山口	30	73	62	54	219
36 徳島	22	28	81	60	191
37 香川	16	4	39	54	113
38 愛媛	18	7	96	47	169
39 高知	56	9	0	39	103
40 福岡	35	48	175	184	443
41 佐賀	0	21	6	58	85
42 長崎	32	83	18	102	236
43 熊本	99	113	32	59	303
44 大分	78	29	19	38	164
45 宮崎	31	16	62	28	138
46 鹿児島	67	135	27	134	364
47 沖縄	0	6	37	62	105
合計	4,040	1,536	5,396	4,221	15,193

※端数処理の結果、合計値と合計欄が一致しない場合がある。

## 危機管理って？

事故や事件は突然予想もできずに起こるものかも知れませんが、近頃、それがだんだん身近になってきたような気がします。そのような中、ニュースや新聞などで“危機管理”という言葉が聞かれますが、この“危機管理”とはいったいどのようなことを指すのでしょうか。

「危機」とは、英語で〔crisis〕、ドイツ語で〔Krise〕、フランス語では〔crise〕とつづります。そもそもの語源はギリシャ語の「分離」を意味する〔Krinein〕で、患者が回復に向かうか死ぬかという分岐点になるような、突然の決定的な病状の変化を示唆する医学用語でした。

危機〔き・き〕:大変なことになるかも知れないあやうい時や場合。危険な状態。

(広辞苑より)

こうした語源から考えると、少し理屈っぽいようですが、ある安定した状態に対して否定的な影響を与えるような何かが起こること、若しくは物事の決定的で重大な場面での瀬戸際を「危機」という言葉で置き換えられるのではないのでしょうか。

そして、私たちはこの「危機」に対してどのように対処するのかを準備するために「危機管理 (crisis management)」という考え方を作ります。「危機管理」が研究されはじめたのはベルリン危機 (1948年) やキューバ危機 (1962年) からとされていますから、今から半世紀ほど前からということになります。元々は冷戦下においての、全面核戦争という危機を抑止するにはどうすればよいのかということだったようです。わが国でこの「危機管理」が注目を集めた

のは1982 (昭和57) 年、政府が行政改革推進審議会に「危機管理」の検討を求めたことによるものでした。そこには緊急事態の発生に対する対応能力がわが日本にはたりないのではとの判断があったということだったのです。国際的に見ても1984年6月にロンドンで行われた先進国首脳会議でも、紛争地域での衝突が国際的な危機に発展した場合に、主要先進国が協力して危機克服策を講じる旨討議されました。

こうした考え方は私たちの生活の中にもたくさん当てはまるのではないのでしょうか。たくさん人の集まる場所での危険の可能性、家の内や外でも火事を起こさないようにすること、地震などの際の二次災害につながる要因になるものの処理、様々な場合の対策や役割分担など普段から意識したり、生活の中で気を付けることは家族などの間で事前に話し合っておくことが大切ですね。

参考文献：imidas 2003 (集英社)  
知恵蔵 2003 (朝日新聞社)  
広辞苑 (岩波書店)



## 平成15年消防関係者春の叙勲伝達式

総務課

平成15年春の叙勲伝達式が去る5月8日(木)11時00分からニッショーホール（東京都港区虎ノ門）において、徳田正明日本消防協会会長・日本防火協会会長、杉村哲也全国消防長会会長、板垣茂男都道府県消防主管課長会会長、成瀬宣孝日本消防設備安全センター理事長を来賓に迎え、約800名が出席し盛大に挙行されました。

受章された方々は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護するとともに消防力の充実強化に尽力し、社会公共の福祉の増進に寄与された消防関係者であり、その受章者数は476名で、勲等別受章者数は次のとおりです。

勲四等	旭日小綬章	3名
勲四等	瑞宝章	10名
勲五等	雙光旭日章	30名
勲五等	瑞宝章	84名
勲六等	單光旭日章	172名
勲六等	瑞宝章	177名

伝達式では、石井隆一消防庁長官の式辞の後、長官から勲章及び勲記が勲等別にそれぞれの代表者に伝達され、最後に受章者を代表して神奈川県の小山茂氏が謝辞を述べて終了しました。

伝達式終了後、受章者及び配偶者559名は皇居に参内して、宮殿の豊明殿において天皇陛下に拝謁し、受章者を代表して千葉県の長谷川伸一氏がお礼を言上し、陛下よりお言葉を賜りました。その後、宮殿前にて記念撮影を行い、御下賜品を拝領して退出しました。

なお、拝謁におけるお礼言上者、伝達式における代表謝辞者及び代表受領者は次の方々です。

お礼言上者	長谷川 伸 一
代表謝辞者	小 山 茂
代表受領者	
勲四等 旭日小綬章	長谷川 伸 一
勲四等 瑞 宝 章	高 見 尚 武
勲五等 雙光旭日章	中 村 比呂誌
勲五等 瑞 宝 章	西 部 錦 一
勲六等 單光旭日章	岩 崎 信 也
勲六等 瑞 宝 章	馬 場 秀 昭



式辞を述べる石井隆一消防庁長官



受章者代表謝辞を述べる小山 茂氏



## 平成15年消防関係者春の褒章伝達式

総務課

平成15年春の褒章伝達式が去る5月13日(火)10時30分から総務省講堂(千代田区霞が関)において、徳田正明日本消防協会会長、杉村哲也全国消防長会会長、関口昌男全国消防機器協会会長、成瀬宣孝日本消防設備安全センター理事長を来賓に迎え、盛大に挙行されました。

受章された方々は、消防団長として永年にわたり消防の発展に努め、その功労が顕著であり、他の模範と認められた消防関係者並びに消防関係業界の業務に精励し、その功績が顕著な方々で、藍綬褒章22名、黄綬褒章2名の合計24名です。

式典では、石井隆一消防庁長官の式辞の後、長官から褒章及び褒章の記が受章者一人ひとりに伝達され、最後に受章者を代表し、嶋田浩平和歌山県有田市消防団団長が謝辞を述べて終了しました。

伝達式終了後、受章者及び配偶者は皇居に参内して、宮殿の豊明殿において天皇陛下に拝謁し、お言葉を賜りました。

その後、宮殿前にて記念撮影を行い、御下賜品を拝領して退出しました。



式辞を述べる石井隆一消防庁長官



受章者代表謝辞を述べる嶋田浩平氏



褒章受章者

# 平成15年度総合防災訓練大綱

## 震災等応急室

本年3月18日に開催された中央防災会議において、「平成15年度総合防災訓練大綱」が決定されました。

大綱では、これまでの防災訓練の成果を踏まえ、引き続き実践的な防災訓練を実施する必要があるとの観点から、

- ① 訓練の準備段階から、各省庁において具体的な災害応急活動計画を点検する。
- ② 政府災害対策本部と各省庁が連動した実践的訓練を実施する。
- ③ 訓練の結果を評価し、実践的な応急対策の要領や災害対策ごとのアクションプラン等の整備に反映する。

という訓練サイクルを毎年繰り返すことにより、政府組織全体として、防災組織体制の機能を確認し、実

効性を検証することとしています。

政府では、大綱に基づき、平成15年度は、9月1日の「防災の日」に南関東地域直下の地震を想定し、内閣総理大臣をはじめ、全閣僚が参加しての政府本部運営訓練のほか、各省庁参加の政府本部事務局における広域的な資源配分（広域緊急医療、物資調達、緊急輸送、救助・救急・消火）等の実践的な訓練を実施することとしています。また、現地訓練として埼玉県入間市で行われる八都県市合同防災訓練と連携した訓練を実施することとしています。

さらに、来年1月には、東海地震を想定した大規模図上訓練を関係各都府県と合同して実施することとしています。

### 平成15年度総合防災訓練大綱の骨子

#### 1 防災訓練の目的

- ・防災組織体制の機能確認、実効性の検証
- ・国民の防災意識の高揚と知識の向上
- ・防災担当者の研鑽・啓発

#### 2 防災訓練実施に当たっての基本方針

- ・実践的、効果的な訓練の推進と訓練の評価
- ・国の積極的訓練支援等
- ・広報の充実と国民参加型訓練の工夫・充実
- ・年度を通じた計画的訓練の推進

#### 3 政府における総合防災訓練等

- ・南関東地域直下の地震に係る訓練
  - 内閣総理大臣、全閣僚が参加しての政府本部運営訓練
  - 政府本部事務局における広域的資源調達・配分計画作成等
  - 全国の災害拠点病院が参加し、広域災害・救急医療情報システムを活用した広域医療搬送計画訓練
  - 現地訓練として
    - 八都県市合同防災訓練（埼玉県）に連携した訓練
    - 実働省庁における広域応援訓練
    - 政府調査団の派遣
- ・東海地震に係る訓練
  - 地震予知対応訓練、政府担当官の派遣
  - 政府と関係都府県と連携した図上訓練
- ・原子力災害を想定した訓練
- ・その他各種災害を想定した訓練

#### 4 地方公共団体等における防災訓練等

- ・地域の実情に応じた訓練
- ・住民が防災を考える機会の提供
- ・地域住民等の連携による自主的な防災訓練の普及推進
- ・防災知識の普及と災害に強いまちづくりの推進

# 総務省消防庁 「消防防災・危機管理センター(仮称)」の整備

震災等応急室

消防庁では、大規模な災害が発生した際に、迅速かつ適切な応急対応を実施できるよう、今夏までに常設の総務省・消防庁「消防防災・危機管理センター(仮称)」を整備することとしています。

## <消防防災・危機管理センター(仮称)の概要>

### 1 場所

中央合同庁舎2号館3階

### 2 施設

#### (1)対策本部会議室

消防庁長官等、総務省幹部が意思決定を行うための部屋です。室内には、災害映像や関連データ等を表示するための大型スクリーン・小型ディスプレイを設置します。また、会議卓上には本部員個々に情報確認用のディスプレイや電話機等を設置します。

#### (2)オペレーションルーム

消防庁職員等が災害発生地からの情報収集及び災害対応関係機関との情報連絡・調整を行うための部屋です。また、災害規模が拡大し、総務省災害対策本部等が設置された場合には、総務省職員も加わって情報収集や連絡等の任務に当たります。

災害発生地等からの情報の整理・分析を行うための情報機器を設置します。また、情報通信機器の各種制御装置やシステム装置、各装置の動作環境を維持するための電源装置を設置します。

### 3 通信・情報システム

#### (1)通信系

○音声・ファクシミリ

N T T回線、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク等の通信回線により各地方公共団体との情報収集・伝達をはじめ、中央防災無線等を活用して関係省庁等も情報交換を行います。

○映像

地方公共団体からのヘリコプターテレビや高所監視カメラ映像等を表示します。また、中央防災無線を通じて、官邸や各省庁に配信するとともに、他省庁からの映像を表示します。

#### (2)情報系

消防庁と都道府県、消防本部間で接続された消防庁防災情報システム、応援支援システム等の各種情報システムを表示します。また、内閣府や気象庁などの情報システムからの情報を表示します。



危機管理センター(仮称)対策本部会議室完成イメージ図



危機管理センター(仮称)オペレーションルーム完成イメージ図



# 東南海・南海地震に係る被害想定

防災課

中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」は、平成15年4月17日に東南海・南海地震に係る被害想定を次のとおり公表しました。

これは、本年7月頃に施行予定の「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」にあわせ、防災対策の対象とする地震像や具体的な防災対策を検討するため行われたものです。今後、同専門調査会では、この被害想定結果を踏まえ、6月を目途に必要な地震防災対策をとりまとめ、中央防災会議に

報告する予定であり、この報告等を元に、特別措置法施行後、「東南海・南海地震防災対策推進地域」の指定や「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」等の検討について、検討が進められる予定となっています。

なお、この被害想定結果は、平成14年12月24日に同専門調査会が公表した被害想定の一部（揺れによる建物被害及び人的被害）を再検討するとともに、津波、建物火災、急傾斜地崩壊等に伴う建物被害及び人的被害、経済的被害を加えたものです。

## 1 被害想定手法の概要

この被害想定では、特別措置法に関連して、早急に検討しなければならない東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊される場合を想定し、次のケースについて、その被害想定結果を紹介します。

### (1) 規模等

- ア マグニチュード 8.6  
イ 震源地 紀伊半島  
～四国沖の想定震源域

### (2) 主な想定ケース

- ア 地震発生の時刻：朝5時（冬）、昼12時（秋）、夕方18時（冬）の3つのケースを想定  
イ 津波による被害：地震動による水門の閉鎖不能等の場合も想定  
人的被害については、避難意識が高い場合及び低い場合も想定  
ウ 火災による被害：風速3m（阪神・淡路大震災）及び風速15m（関東大震災）を想定

## 2 建物被害及び人的被害等の結果

### (1) 建物被害の概要（全壊・延焼棟数）

項目		5時（冬）	12時（秋）	18時（冬）
揺れによる被害		（木造）約141,700棟、（非木造）約24,800棟		計 約166,500棟
液状化による被害		（木造）約70,000棟、（非木造）約18,300棟		計 約88,300棟
津波による被害		（水門が正常に機能した場合）約38,800棟		
急傾斜地崩壊による被害		約20,600棟		
火災による被害	阪神・淡路大震災の時と同様の風速3m	約13,000棟	約12,700棟	約114,000棟
	関東大震災の時と同様の風速15m	約39,100棟	約38,500棟	約301,800棟
合計	風速3m	約327,100棟	約326,800棟	約428,200棟
	風速15m	約353,200棟	約352,600棟	約615,900棟

（参考）

- ・地震動による水門の閉鎖不能等を考慮した場合、津波による建物被害の増加は約15,700棟
- ・震度6弱未満のデータのばらつきを考慮した場合、地震の揺れによる建物被害の増加は（木造）約30,600棟

## (2) 人的被害の概要（死者）

項 目		5時（冬）	12時（秋）	18時（冬）
揺れによる被害		約6,500人	約2,900人	約3,900人
津波による被害	避難意識が高い場合 （未避難率28.9%） （北海道南西沖での奥尻町の場合）	約3,300人	約2,200人	約2,300人
	避難意識が低い場合 （未避難率80%） （日本海中部地震の場合等）	約8,600人	約4,100人	約5,000人
急傾斜地崩壊による被害		約1,900人	約1,000人	約1,300人
火災の被害	阪神・淡路大震災の時と同様の 風速3mの場合	約100人	約60人	約800人
	関東大震災の時と同様の 風速15mの場合	約400人	約200人	約2,100人
地すべり・大規模崩壊		地すべり、大規模崩壊の発生場所によっては、1箇所でも多数の死傷者が生じる場合がある。		
合 計	風速3mの場合	約11,900人 ～約17,100人	約6,100人 ～約8,000人	約8,300人 ～約11,000人
	風速15mの場合	約12,100人 ～約17,400人	約6,200人 ～約8,100人	約9,600人 ～約12,300人

(参考)

- ・地震動による水門の閉鎖不能等を考慮した場合、津波による死者数の増加は  
避難意識が高い場合、〈5時〉約1,300人、〈12時〉約800人、〈18時〉約900人  
避難意識が低い場合、〈5時〉約3,100人、〈12時〉約1,400人、〈18時〉約1,900人
- ・震度6弱未満のデータのばらつきを考慮した場合の地震の揺れによる死者数の増加は、  
〈5時〉約1,300人、〈12時〉約500人、〈18時〉約800人

## (3) 発災時の経済的影響

地震による施設や資産の直接被害と経済活動停止の影響、東西幹線交通停止の影響を算出し、それらの波及効果も含めた経済的被害を算出しています。

直接被害 （個人住宅の被害、企業施設の被害、ライフライン被害等）	約30兆～約42兆円
間接被害 生産停止による被害 東西間幹線交通寸断による被害 地域外等への波及	約10兆～約14兆円 約4兆～約5兆円 約0.3兆～約1兆円 約6兆～約8兆円
合 計	約40兆～約56兆円

(参考)

- (1) 発生時間や火災等の状況により幅がある。
- (2) 過去の地震災害の実態を踏まえて推計。
- (3) 人的被害及び公共土木被害は含まれていない。

# 防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方 検討会中間報告書

予防課

消防庁では、消防用設備等に係る技術基準の性能規定化のため、昨年11月に「防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会」（委員長：平野敏右独立行政法人消防研究所理事長）を設置し検討を進めてきましたが、この度、現段階における議論の内容について中間的に「防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会中間報告書（平成14年度）」としてとりまとめましたので、その概要を紹介します。

消防法令への性能規定化の導入については、平成15年3月14日に消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案が国会へ提出されているところであり、その施行等に併せ、消防庁としては本検討会等における検討を継続して、性能規定の運用に係る評価基準等の整備を図ることとしています。

## ◆報告書の概要◆

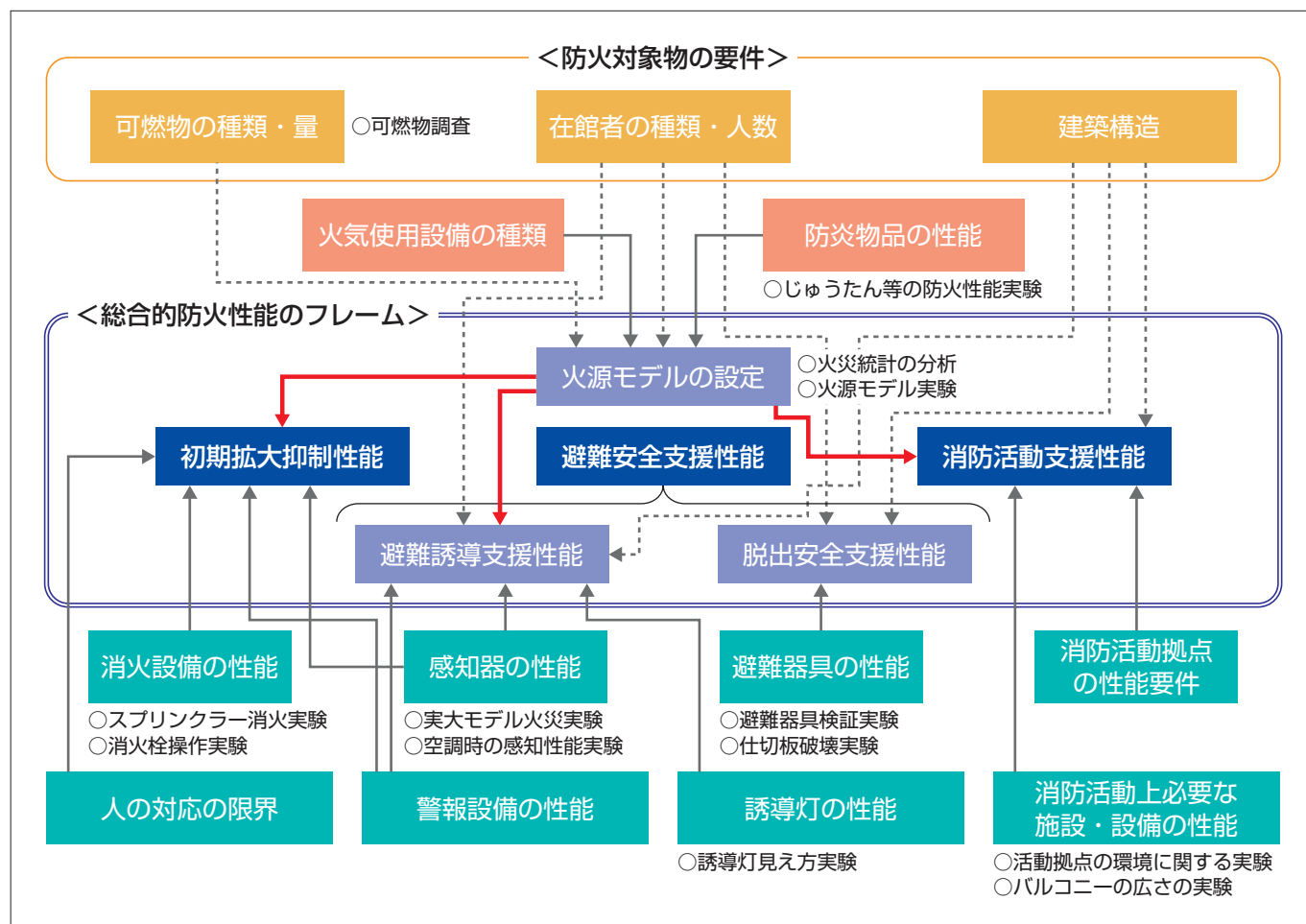
### (1) 検討にあたっての前提条件

防火対象物の総合防火安全評価基準の検討に当たっては、平成11～13年度に実施された「総合防火安全対策手法の開発調査」の検討結果に基づき、「初期拡大抑制性能」、「避難安全支援性能」及び「消防活動支援性能」のそれぞれについて検討を行うこととする（別図参照）。

### (2) 初期拡大抑制性能

火災が発生した場合に、その火災を早期に覚知し、または感知し、かつ、初期消火を迅速にかつ的確に行うこと等により、当該火災による延焼拡大を抑制するために必要とされる性能

図 総合的防火性能と個別設備の性能の関連





## ①要求事項の整理

- ・予想される火災を早期に覚知（または感知）できる設備、または、設備と人的な対応を含めた体制を有していること。
- ・初期消火を迅速かつ的確に行うことができる設備、または、設備と人的な対応を含めた体制を有していること。

## ②客観的検証法の基本的な考え方

本検討会では、防火安全性能の客観的検証法の構築を目指す（なお、個別に評価を行う際に活用されるツールや基礎データの収集も検討対象としている。）。

初期拡大抑制性能の客観的検証法は、予想される火災に対して、警報設備、消火設備、防火管理体制の状況から想定される放水開始時間が、当該消火設備によって初期消火が不可能な火災規模になる時間（放水開始限界時間）を下回っていることを確認することとする。

## ③客観的検証法として提案されている案

現時点で議論している客観的検証法の案は、事務用途等のスプリンクラー設備の客観的検証法及び大空間放水銃システムの検証法である（将来的には、今後大臣特例認定ルートにより評価手法が確立したものについて、順次客観的検証法に移行していく予定。以下他の性能についても同じ。）。

## ④将来的課題

- ・放水開始までの間に人的な対応が関与する場合の定量的な評価方法 等

## (3) 避難安全支援性能

火災が発生した場合に、在館者の避難を迅速かつ安全に行うことを支援するため必要とされる性能。大きく以下の2つの概念に大別される。

## a. 避難誘導支援性能

火災が発生した場合に、迅速な避難開始が行

えると同時に、的確に主要な避難口への避難が行えるようにするために必要とされる性能

## b. 脱出安全支援性能

火災が発生した場合に、迅速な避難開始が行えると同時に、的確に主要な避難口への避難が行えるようにするために必要とされる性能

## ①要求事項の整理

## a. 避難誘導支援性能

- ・予想される火災に対して、在館者に迅速な避難開始が促せる設備／体制を有していること。
- ・予想される火災に対して、在館者を円滑かつ的確に主要な避難口に誘導できる設備／体制を有していること。

## b. 脱出安全支援性能

- ・不測の事態に対しても安全に最終避難場所までの脱出が可能な設備を有していること。

## ②客観的検証法の基本的な考え方

避難誘導支援性能に関しては、当面、光点滅走行型避難誘導システムを評価する方法論の構築、避難口誘導灯および通路誘導灯の設置免除の方法論の確立を検討する。脱出安全支援性能に関しては、避難器具の設置免除規定（消防法上の二方向避難）の方法論の確立を検討する。

## ③将来的課題

- ・防火対象物に設置されている警報設備等と避難開始時間の評価方法
- ・スプリンクラー設備等の自動消火設備、排煙設備の効果の評価方法 等

## (4) 消防活動支援性能

火災が発生した場合に、消防活動を円滑に行い、かつ、当該消防活動を担う消防隊員の安全が確保されるために必要とされる性能

## ①要求事項の整理

- ・当該建築物内で消防隊による消火活動や救助検索活動を円滑かつ安全に行う上で、消防隊進入（アクセス）経路及び活動拠点が支障ない状態であること。
- ・消防活動上必要な施設が有効に確保されていること。

## ②客観的検証法の基本的な考え方

消防活動支援性能の客観的検証法は、予想される盛期火災によって発生した熱や煙が消防活動拠点に伝播することを想定した場合に、活動拠点が消防隊の活動に支障がない環境条件に保たれ、消

防活動を円滑に行える条件を満たしていることを確認することとする。

## ③客観的検証法として提案されている案

現時点で議論している客観的検証法の案は、加圧防煙システムによる非常用EV乗降ロビー・付室の煙熱環境に関する客観的検証法である。

## ④将来的課題

- ・スプリンクラーの火源抑制効果等に関する取り扱い方
- ・盛期火災における排煙システムの効果 等

防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会委員名簿

(順不同・敬称略)

委員長	平野 敏右	独立行政法人消防研究所理事長
副委員長	菅原 進一	東京大学大学院工学系研究科教授
委員	辻本 誠	名古屋大学大学院環境学研究科教授
委員	長谷見雄二	早稲田大学理工学部教授
委員	橋本 巨	東海大学工学部教授
委員	須川 修身	諏訪東京理科大学システム工学部教授
委員	志田 弘二	名古屋市立大学芸術工学部助教授
委員	松下 敬幸	神戸大学工学部助教授
委員	大谷 英雄	横浜国立大学工学部助教授
委員	萩原 一郎	国土技術政策総合研究所建築研究部防火基準室長
委員	遊佐 秀逸	独立行政法人建築研究所防火研究グループ長
委員	関沢 愛	独立行政法人消防研究所研究統括官 東京大学消防防災科学技術 寄付講座教授
委員	山田 常圭	独立行政法人消防研究所プロジェクト研究部 第5プロジェクト研究グループリーダー
委員	次郎丸誠男	危険物保安技術協会理事長
委員	小林 恭一	総務省消防庁予防課長
委員	後藤 隆之	国土交通省住宅局建築指導課建築物 防災対策室長
委員	鈴木 淳雄	東京消防庁予防部長
委員	齋藤 照	千葉市消防局予防部長
委員	亀井 浅道	日本消防検定協会理事
委員	大熊 順三	財団法人日本消防設備安全センター 常務理事
委員	大森 勲	社団法人全国消防機器協会事務局長
委員	矢代 嘉郎	清水建設株式会社技術研究所副所長
委員	佐藤 博臣	鹿島建設(株)技術研究所先端技術研究部 リスク・アセスメントグループ上席研究員

防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会幹事会幹事名簿

(順不同・敬称略)

主査	関沢 愛	独立行政法人消防研究所研究統括官 東京大学消防防災科学技術 寄付講座教授
副主査	山田 常圭	独立行政法人消防研究所プロジェクト研究部 第5プロジェクト研究グループリーダー
幹事	原田 和典	京都大学大学院工学研究科 生活空間学専攻助教授
幹事	大宮 喜文	独立行政法人建築研究所 防火研究グループ主任研究員
幹事	大西 信悟	全国消防長会事業企画課長
幹事	梨本 雅久	東京消防庁予防部予防課課長補佐 兼建築係長
幹事	榎 一郎	千葉市消防局予防部指導課建築係長
幹事	土橋 正彦	横浜市消防局予防部指導課 消防設備係長
幹事	椿原 実	大阪市消防局予防部設備保安課 設備係長
幹事	山内 幸雄	ホーチキ株式会社開発研究所 技術研究部長
幹事	野竹 宏彰	(株)大崎総合研究所研究員
幹事	高橋 済	アイエヌジー(株)取締役
幹事	海老原 学	東京大学消防防災科学技術 寄付講座助手
幹事	藤井 清隆	能美防災(株)新システム推進部部长
幹事	山田 茂	(株)フジタエンジニアリング統括部 施設エンジニアリング部課長
幹事	森山 修治	(株)日建設計東京本社設備設計室 設備設計主管
幹事	上原 茂男	(株)竹中工務店技術研究所 建設技術開発部主任研究員



## 群馬県 桐生市外六か町村 広域市町村圏振興整備組合消防本部



群馬県 桐生広域消防本部  
消防長 中村 忠

### 拓こう! 新たな世紀 築こう! 夢ある元気な桐生

当消防本部が管轄する桐生市外六か町村広域市町村圏振興整備組合の圏域は、群馬県の東部に位置し、桐生市を中心とした1市3町3村で構成され、面積は503.77平方キロメートル、人口約21万人を抱えております。

総面積の約73%が山林で占められ、地形は北部に豊かな森林が広がり水源観光、リクリエーションの資源となっており、南部には平坦地が多く、人口及び都市機能が集積しております。

古くから西陣と並ぶ織物の産地として栄えた桐生市を中心に豊かな自然環境に恵まれた当広域圏は、豊かな自然との調和を目指し、ハイテクと文化の快適都市の創造、快適な住環境と生産環境の創造、水と緑とリクリエーションの里の創造の3つのテーマを将来像に掲げてその実現を目指しております。



桐生川の自然情緒あふれる友禅流し

### 桐生市消防隊員家族大運動会

昨年、9月22日 桐生市陸上競技場において桐生市消防隊員家族大運動会を開催いたしました。

これは、日頃の消防活動の労をねぎらうと共に消防団活性化事業の一環として実施しており、職団員相互の親睦を図るため3年に1回開催しております。

この運動会を開催するにあたり、団員、婦人消防隊、消防職員の中から、大会実行委員を選出し、この大会がスムーズに進行できるように種々、協議しました。

大会当日は、薄曇りではありましたが、「綱引き」、

「リレー」と競技が進むにつれ、出場選手たちも大変と熱が入っておりました。また、小学生以下を対象とした競技等子どもたちも大喜びでありました。こうして、大盛況のうちに有意義な1日を過ごすことができ、親睦もより深まったことと思います。



親睦を深める消防隊員家族

### 球都の悲願達成 「元気をありがとう」

平成11年全国高校野球選手権大会において、桐生第一高等学校が春夏の大会を通じ初の快挙に地元の桐生市民はもとより、多くの県民が全国優勝の感激に酔いました。2年連続4回目の夏の甲子園出場を果たした桐生第一は、少ないチャンスを生かして勝ち抜き、夏として県勢初の決勝戦に駒を進め、日頃の練習の成果を思う存分発揮し、本県に深紅の大旗をもたらし、球都桐生が大フィーバーしました。



桐生広域消防本部庁舎



## 「消防まちかど連絡所」の設置

川崎市多摩消防署

川崎市多摩区では、区内における自然災害又は人的災害へ備え、地域住民と消防署が連携し、安全で住みよいまちづくりを推進することを目的とし、平成14年12月10日「消防まちかど連絡所」を発足いたしました。

平成15年3月末日現在、78町会（自治会）82ヶ所の「消防まちかど連絡所」が設置され、多摩消防署と相互に情報交換を実施しており、4ヶ月余りで30件を超える貴重な情報が寄せられています。

本事業の推進により、区内の防火・防災の普及啓発につながるものと大いに期待されます。



## 待ち遠しい新庁舎

～消防本部・中消防署合同庁舎新築～

大垣消防組合消防本部

現庁舎は、完成から45年が経過し老朽化が激しく、又、車両の増加により手狭になってきました。そのため、大垣消防組合消防本部は、建設計画のスケジュールを決定し、基本実施計画を作り、平成15年度から16年度に建設工事を実施、平成17年春から稼働を目標に今年度から工事を着工の予定です。

実施計画では、訓練塔（主塔A棟RC造6階建・副塔B棟RC造3階建・副塔C棟RC造一部S造平屋建）の充実、さらに東海地震等の大規模災害用に防災資器材庫を併設すると共に、防災拠点基地としての役割をなすもので、早期完成が望まれています。



庁舎完成予想図



→ 岐阜県

消  
防



↑ 神奈川県

望 <ぼうろう> 楼

福島県 ↓



## 中学生が高齢者宅住宅防火診断

宇城広域消防本部

3月12・13日の2日間、当消防本部の豊野分署は総合学習授業の一環である職場体験学習で地元中学校生徒4人を受け入れた。

中学生は初日、体力錬成の後、消防の仕事説明や放水・救急法を体験。2日目は、午前中幼年消防クラブ員の指導、午後から高齢者独居世帯の住宅防火診断に分署員と同行した。防火診断では訪問した家人に健康状態や火に対する心構えを聞くなど署員に協力、普段体験できない火災予防を学習した。



消防の仕事体験する地元中学校生徒

通  
信

熊本県 ←



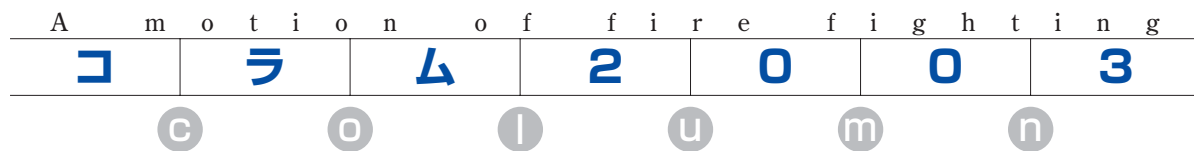
## 女性消防団員を増員し、消防団活動の活性化を図る

常葉町消防団

福島県「カブト虫自然王国」常葉町消防団（人口約6,400人・団員359名）では、女性消防団員10名が誕生して10年目を迎え、この4月、更に10名を増員し20名の女性団員となりました。火災発生後の消火活動は当然大切なことですが、むしろ火災を発生させないための予防活動に全力で取り組むことこそ大切であり、町民に対する防火意識を高める活動に主眼をおいています。おかげさまで、ここ数年、人家の火災発生がありません。



常葉町消防団で活躍する女性消防団員



## クリーンハウス 三宅村活動火山対策避難施設完成

防災課

東京都三宅村では、平成12年9月から全島民の島外避難を継続しており、既に二年七ヶ月になります。平成14年4月以降、定期的な日帰り一時帰宅が実施されていますが、有害な火山ガスが放出されており、島での夜間滞在は、認められていませんでした。その一方で島民からは「短期滞在型一時帰宅」を強く要望されていました。

こうした要望や本格的帰島実施に備えるため、このたび消防庁の消防防災施設整備費補助金を活用した活動火山対策避難施設（退避舎）として、脱硫装置を備えたクリーンハウスが整備され、平成15年4月19日から短期宿泊を伴う島民の帰島が始まりました。

以下にクリーンハウスの安全性能等の概要を説明します。（三宅村資料より）

### ◎安全に配慮した建築

- ・噴火により噴出される噴石に対しても安全



避難棟

な構造、強度

- ・設置位置は泥流被害のおそれがある箇所を避け、港湾及びヘリポートまでの避難路を常時確保
- ・発電設備を装備し、約72時間の電源供給が可能
- ・建物の階段については、非常時の2方向避難を確保

### ◎火山ガス（二酸化硫黄）対策

- ・高濃度の火山ガスを除去する能力を有する脱硫装置を棟ごとに1機設置
- ・脱硫装置の自動起動停止装置を含むSO<sub>2</sub>ガス濃度監視システムを持ち、ガス警報装置や非常放送設備を整備
- ・脱硫装置のフィルター、防毒マスク、火山ガスの検知器を設置

### ◎十分に余裕を持った水・非常食の常備



火山性ガス濃度デジタル表示計

## 防災訓練に参加しましょう～災害に備え、防災知識の向上をめざす～

震災等応急室

わが国は、毎年のように地震、台風、集中豪雨などの災害に見舞われています。特に、6,000人を超える犠牲者を出した平成7年1月の「阪神・淡路大震災」の経験と教訓は、忘れられないものとなりました。その後も、北海道有珠山の噴火、伊豆諸島の群発地震、三宅島の噴火、東海地方の豪雨、鳥取県西部地震、芸予地震などの大規模な災害による被害が全国各地で発生しており、今なお避難生活を余儀なくされている人もいます。

このように、地震などの自然災害が多発する環境の中では、日頃から、一人一人が災害に対する正しい心構えを身につけ、いざというときに落ち着いて行動できるようにしておくことが、被害を最小限にするために非常に重要です。

そのための方策としては、各地方公共団体、消防署、企業、地域コミュニティ等で行われる防災訓練に参加することが効果的です。

防災訓練では、被害想定に基づいた避難訓練、身体保護訓練、初期消火訓練、応急救護訓練など、実践的な対応を実際に経験することにより、一人一人が災害に備えての対応方策を身につけることができます。特に、いつ起こるか分からない地震に対する備えは、常日頃からの防災訓練等によって培われるものといえます。

**国や地方公共団体では、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に防災訓練を行いますので、積極的に参加しましょう。**

\*防災訓練の日程は地方公共団体によって異なります。詳細はお住まいの地方公共団体にお問い合わせ下さい。

### 防災訓練に参加する場合に心がけておくこと

- 1 非常脱出口の確保など身の安全を守ること
- 2 非常持ち出し品の準備、避難地までの順路の確認など、避難するときのテクニック
- 3 消火器具の正しい使い方などの習得、冷静に火災を防ぐこと
- 4 正しい情報の入手方法
- 5 軽いけがの処置など、協力して行う応急救護の方法
- 6 地域の住民等で協力して行う救出活動の方法
- 7 避難の前の安全確認
- 8 家族や近隣の人々の安否を確認する方法
- 9 周囲の危険地域の確認
- 10 行政や消防署の役割、自分でできることの確認

<メモ：9月1日は、14万人以上の死者と44万棟以上の家屋焼失の被害を招いた関東大震災(大正12年)が発生した日です。>

**地域で行われる防災訓練へは、漫然と参加するのではなく、家族全員で参加し、“いざという時どうするか”という心構えを体験しましょう。**



# 台風に対する備え

防災課

毎年、8月から9月頃にかけて日本に台風が接近し、各地にさまざまな被害をもたらしています。台風の存在自体は、みなさんご存知でしょうが、その恐ろしさをどれくらいの人が認識しているのでしょうか。「自分の住んでいる地域は、これまで被害を受けてないから大丈夫だ。」と高をくくらずに、接近してきたときに備えて、日頃からその対策を準備しておくことが大切です。

## 台風とは

熱帯地方の海上で発生する低気圧を熱帯低気圧と呼びますが、このうち北西太平洋や南シナ海で発達して、中心付近の最大風速が毎秒およそ17m（風力8）以上になったものを台風と呼びます。因みに、北大西洋や北東太平洋ではハリケーン、インド洋ではサイクロンなどの呼び名となっています。

台風は、暖かい海面から供給される水蒸気をもとに発生、発達していくもので、大きな空気の渦巻きとなり、中心に向かうほど強い風が時計回りと反対方向に吹いています。一般に、進路に対して東側の地域で強い風が吹きやすく、また逆に西側で大雨が降りやすいと言われています。

## 台風に対する注意点

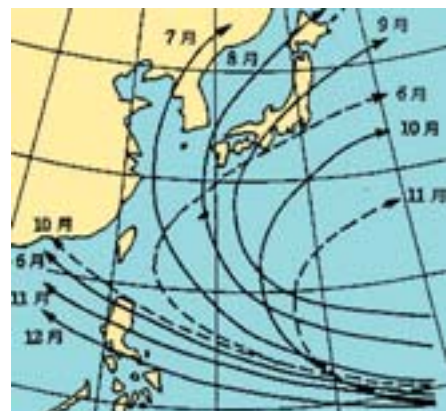
強い風や大雨をもたらす台風によって起きる災害には、洪水、土砂災害、高潮、突風などがあります。洪水は、主に大雨によって河川があふれ、堤防の決壊などにより水が沿岸地に流れ出て被害を与えるものです。また土砂災害は、大雨によって地盤が緩んだことにより、がけ崩れや地すべり、土石流などとなって現れます。高潮については、台風などによって海面が普段以上に大きく持ち上げられ、沿岸に押し寄せるものです。

こういった台風による被害を最小限にとどめるためには、自治体や消防機関、さらに住民が一体となって地域ぐるみの防災体制を整えることが重要です。例え

ば、地域住民の参加のもと、避難誘導や救出・救護など実践的な防災訓練を重ねることによって関係者の防災意識を喚起したり、災害危険箇所を事前に点検したうえ、災害防止のための必要な措置を予め講じておくことなどです。

特に、大規模な災害時には、防災関係機関のみでの初動体制が不十分となる場合が想定されるので、地域の人々が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に立って、連帯感を持ちながら自主的に防災活動に取り組むことが大切となります。このような活動を充実させるために、日頃から防災用資機材を整備しておいたり、地域の実情に沿った実践訓練を積んでおくことが望ましいといえます。また、いざ避難の必要が出た際、迅速に対応ができるよう、避難時の携行品の準備や家族の緊急連絡先の確認を各家庭で行っておくことも大切ですし、その点については地域における自主的な防災活動の中でも啓発が進められるとよいでしょう。

日頃からの防災知識の普及啓発はもとより、災害に備えたより実践的な情報収集及び伝達体制の確立、災害危険箇所に対する措置、避難体制の整備、実効性のある防災訓練の導入など、住民と防災関係機関が一体となって一層の防災体制の強化を事前に図り、台風にも備えておくことが重要です。



台風の月別の主な経路【気象庁提供】  
（実線は主な経路 破線はそれに準ずる経路）

# 住民自らの災害への備え

## 防災課

防災体制の強化については、防災関係機関による体制整備のみならず、地域住民が連帯し、地域ぐるみの防災体制を確立することが重要です。

特に、大規模災害時には、電話が不通となり、道路や水道などライフラインが寸断され、消防機関等の活動は著しく制限されることも予想されます。こうした状況の中では住民の「自分たちのまちは自分たちで守る」という信念と連帯意識のもとに、組織的に出火の防止、初期消火、情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当、給食・給水等の自主防災活動を行うことが必要不可欠です。

阪神・淡路大震災においても、地元住民が協力し合って、初期消火、被災者の誘導や救出を行っており、多くの人命を救出した事例が見られました。(社)日本火災学会の調査によれば、この大震災により生き埋めや建物等に閉じ込められた人のうち、救助された人の約95%は自力でまたは家族や隣人によって救助され、専門の救助隊に助けられた例はわずか1.7%にとどまっています。阪神・淡路大震災の事例からも、住民自身による災害への備えが必要であることが分かります。

この住民による自主的な防災活動を活発化するためには、以下の点に注意しなければなりません。

まず、住民自らの主体的な防災活動を促す工夫をすることです。自主防災活動は市町村が十分に育成をすることはもとよりですが、住民自らが主体となって防

災活動を行う気持ちが大切であり、そのための工夫も必要です。

二つ目はリーダーの重要性を認識することと選任の工夫を行うことです。自主防災活動は、住民の自主的な活動であり、その活性化にはリーダーの資質と熱意に負うところが大きいものです。そのため、自主防災活動のリーダーには、多くの地域住民の意見をまとめる見識・資質があり、かつ防災に積極的な関心がある人が望まれます。また、多岐に渡る迅速な対処が必要な防災活動やその準備に対応できる人も、ふさわしいと考えられます。

三つ目は他の地域の自主防災組織等との連携です。自主防災組織は一地域の防災組織であり、大災害時には一地域だけで対応することが難しいことから、平常時より他の地域の自主防災組織との相互の応援協力体制等の連携を図ることが必要です。

四つ目は婦人防火クラブや福祉ボランティア団体等との連携です。各地域には、火災予防や防火思想の普及に向けて、主に家庭の主婦を中心に組織された婦人防火クラブや、小中学生を対象とした少年消防クラブが存在していますが、これらの団体との連携も有効です。また、福祉関係のボランティア団体や事業所の自衛消防組織が存在する地区では、これらとの連携によって、災害時における効果的な対応体制を築き上げることが出来るのです。



# 火遊びによる火災の防止

予防課

子供の火遊びによる火災は、大人がいない時や人目につきにくい場所で発生することが多く、このために火災の発見が遅れたり、初期消火が困難になるなどして、火災が大きくなることがあります。

平成13年中の火遊びによる火災は2,275件発生しており、損害額は19億2,242万円にのぼります。これら火遊びによる出火件数を発火源別に見ると、ライターによるものが最も多く1,193件、ついでマッチ333件、花火85件等となっています。

子供の火遊びによる火災を防ぐためには、親や周囲の人々が次のような点に注意を払うとともに、子供に対して火の恐ろしさや防火の知識について、年齢に応じた教育を行うことが必要です。

## 1 子供の手の届くところに置かない!

子供の火遊びを防ぐ最良の方法は、マッチ・ライターなどを子供の手の届かない場所に置くことです。

## 2 子供だけでは火を取り扱わせない!

子供は、火の持つ危険性を十分に理解するには未熟なため、火の適切な取り扱いは期待できません。花火やたき火をする時には、必ず大人が立ち会いましょう。

## 3 子供だけを残して外出しない!

子供、特に幼児だけを残して外出することは避けましょう。やむを得ず子供を残して外出する時には、ガスこんろの元栓を閉める等火気使用器具が容易に火が付かないように、また、外出時間をできるだけ短くしましょう。

## 4 火遊びをしているのを見かけたら注意する!

子供は、火遊びにスリルと興奮を覚えるもので、エスカレートしていくとその頻度も増え、行動も危険なものとなります。このような危険性を早期に防ぐため、火遊びを見かけたら厳しく注意し止めさせましょう。

## 5 火の恐ろしさ・取り扱いについて教える!

子供が火に対して興味を示すのは自然なことであり、火に関心を持つようになったら、火の恐ろしさを十分理解させるとともに、その正しい取り扱い方法について教えていくことが大切です。

もし火災が起こったら、真っ先に危険にさらされるのは子供たちです。子供の火遊びで「まさか」ということにならないためにも、日頃から子供たちに火災の怖さと火災予防の大切さを教え、理解させておくことが大切です。





# 平成15年度 「危険物安全週間」の推進

消防庁では、関係諸団体の協賛のもと、地方公共団体、全国消防長会及び財団法人全国危険物安全協会と共催で、6月の第2週（今年度は6月8日（日）から6月14日（土）まで）を「危険物安全週間」としています。

本啓発事業も今年で14年目を迎え、一般から募集した推進標語やスポーツ選手、芸能関係者などをモデルとした推進用ポスター等によって広く一般に浸透してきています。このたびは女優の米倉涼子さんにモデルとしてご協力いただきました。



## 4月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防消第69号	平成15年4月1日	各都道府県知事	消防庁長官	消防防災施設整備費補助金交付要綱及び消防防災設備整備費補助金交付要綱の一部改正について
消防情第61号	平成15年4月1日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室長	消防防災分野における情報化の推進について
消防安第16号	平成15年4月2日	各都道府県消防主管部長	消防庁防火安全室長	防火対象物定期点検報告制度に関する執務資料について
消防情第62号	平成15年4月14日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室長	防災ヘリ等による防災映像情報伝送訓練の実施について
消防情第63号	平成15年4月14日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室長	平成15年度第1回防災映像送受信統一訓練の実施について
消防予第119号	平成15年4月18日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	火災予防技術情報の送付について
消防予第120号	平成15年4月21日	各都道府県消防主管部長、各政令指定都市消防長等	消防庁予防課長	都道府県予防事務担当者会議の開催について
消防消第69号	平成15年4月24日	各都道府県消防防災主管部長、各指定都市消防長	消防庁消防課長、予防課長、防災課長、防災情報室長、救急救助課長	防災基盤整備事業取扱要領の一部改正について
消防予第91号	平成15年4月24日	各都道府県消防主管部長、各政令指定都市消防長	消防庁予防課長、消防課長、防災課長、防災情報室長、救急救助課長	防災基盤整備事業取扱要領の一部改正について
消防予第96号	平成15年4月25日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	消防用設備等の設置に係る金融上の措置について
消防安第16号	平成15年4月2日	各都道府県消防主管部長	消防庁防火安全室長	防火対象物定期点検報告制度に関する執務資料について

## 広報テーマ

### 6月

- |                                     |        |
|-------------------------------------|--------|
| ①危険物安全週間                            | 危険物保安室 |
| ②住宅防火対策の推進<br>《住宅用防災機器の設置・防災品の普及促進》 | 予防課    |
| ③災害弱者対策の推進                          | 防災課    |
| ④石油コンビナート災害の防止                      | 特殊災害室  |

### 7月

- |                |        |
|----------------|--------|
| ①防災訓練への参加の呼びかけ | 震災等応急室 |
| ②台風に対する備え      | 防災課    |
| ③住民自らによる災害への備え | 防災課    |
| ④火遊びによる火災の防止   | 予防課    |

## テレビ防災キャンペーン

放送日時	番組名	題 名
6月5日(木) 11:25~11:30	ご存じですか~防災ミニ百科	「火事だ!!」

(日本テレビ他30局ネット)

## 編集発行／消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)  
電 話 03-5253-5111  
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力／(株)きょうせい